かいらん 週報 おおあらい
令和4年12月14日
第1980号
発行所 大洗町役場
〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
☎(267)5111(代)
URL http://www.town.oarai.lg.jp/
編集 秘書広報課

町営住宅入居者募集

住宅名	部屋番号	建設年度	構造規模	家賃月額	備考
前原	H棟102号	S59	和室8帖・和室6帖 洋室4.5帖・DK	12,500円～33,200円	
二葉	A棟306号	H15	和室6帖 洋室4.5帖・LDK	19,800円～52,600円	
	B棟106号	H15	和室6帖 洋室6帖・K	14,300円～37,900円	
二葉緑	B棟103号	H24	和室6帖・洋室7帖 LDK	一律62,400円	特公賃
	B棟107号				
	B棟104号		和室6帖・洋室7帖 洋室6帖・DK		
	B棟106号				
	B棟302号				

※二葉住宅、二葉緑住宅は、汚水処理料2,750円／月が加算されます。
※駐車場を利用する方は、別途2,600円／台が加算されます。
※家賃月額は、入居される世帯の収入等により変わります。（特公賃は除く）

申込案内配布開始　12月19日(月)
受付期間　12月26日（月）～令和5年1月24日（火）8：30～17：15
※土日祝日及び閉庁日（12月29日～1月3日）を除く。
※特公賃については、募集住宅が無くなり次第終了。
受付場所　大洗町役場 都市建設課(応募書類は都市建設課にてお渡しするか、ご連絡いただければ郵送します。大洗町ホームページにてダウンロードも可能。)
ご不明な点については、お電話にてお問合せください。
入居資格　(①～⑥すべてに該当する事)
① 次のいずれかに該当する方
- 町内に勤務場所がある方　・県内に住所を有する方
- 町に本籍を有する方
- 町に親族(血族、姻族三親等内)が住所を有している方
- 町に以前住所を有していた方

②同居親族又は同居しようとする親族があること
※前原住宅・二葉住宅Ｂ棟については、単身で入居が可能な場合がありますのでご相談ください。
③現在住宅に困っている方　※特公賃を除く
④県税・市町村税を完納していること
⑤本人及び同居親族、もしくは同居しようとする親族が暴力団員等でないこと
⑥世帯の収入の合計が基準内であること
収入基準の額は、政令月収158,000円以下です。(特公賃に関しては、158,000円以上487,000円以下)
政令月収は、次の計算で求めることができます。
(世帯の年間所得額－同居及び別居扶養人数×380,000円－特別控除額)÷12カ月
※裁量階層（60歳以上のみの世帯、60歳以上と18歳未満のみの世帯、小学校就学前の各同居世帯、障害者等)の収入基準額は、政令月収で214,000円以下です。

入居予定時期　令和5年3月1日（水）
選考方法　書類審査後、町営住宅入居者選考委員会の審査にて入居資格者を決定します。(審査により定数を上回る場合は抽選となります。※特公賃については先着で申込書類を提出された方が優先。)
問合せ　都市建設課 建築営繕係
☎ 267-5156（内線262）
一般財団法人茨城県住宅管理センター　管理課
☎ 297-8360

年始年末の温泉スタンドの利用時間について

年始年末の温泉スタンドの利用時間を下記のようにさせていただきます。
○年末／～12月30日(金) 通常営業(8：30～17：00)
12月31日(土)　8：30～12：00
○年始／1月1日(日) 休み
1月2日(月)～　通常営業(8：30～17：00)
問合せ　商工観光課（内線334）

茨城県事業継続臨時応援金のご案内

茨城県では、コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高（事業収入）が減少し、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、臨時応援金を支給しています。
支給対象者　以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。
- 申請時において茨城県内に本社・本店を有する法人、又は、県内在住の個人事業者であること
- 令和3年において法人税又は所得税の納税地を茨城県内としていること
- 令和4年の売上高（事業収入）が令和3年の売上高（事業収入）と比較して20%以上減少していること（①1月～10月、②1月～11月、③1月～12月のいずれかの期間で比較）
- 応援金の受給後も茨城県内で事業を継続すること
- 令和3年1月から12月までの売上高（事業収入）が120万円以上であること
- 個人事業者で給与や年金等の収入がある場合、売上高（事業収入）が他の収入以上であること

※その他詳細な要件や申請の特例等がありますので必ず、茨城県のホームページから申請要領をご確認ください。
支給額　10万円（一律）
※応援金の支給は、1事業者につき1回限り
申請期限　令和5年1月31日（火）まで
問合せ　事業継続臨時応援金 相談窓口
☎ 301-2802
（平日10：00～19：00）
※12月29日～1月3日除く

茨城県事業継続臨時応援金について

財務省関東財務局水戸財務事務所へご相談を！

一人で悩まず、ご相談ください。（無料）
○**借金の悩み、一人で抱えていませんか？**
☎ 221-3190（月～金　8：30～12：00／13：00～16：30・祝祭日を除く）
○**高齢者を狙った詐欺的な投資勧誘（未公開株、社債、ファンド）**
○**「プリペイドカードを買ってきて」「番号を教えろ」は詐欺**
☎ 221-3195（月～金　8：30～12：00／13：00～17：00・祝祭日を除く）

下水道への接続にご理解とご協力をお願いいたします。

……お早く次へ回してください……